



野外彫刻「Gravitation」(大豆島公園)

基本計画

第4編 財政推計

1 財政推計

第四次長野市総合計画後期基本計画の施策展開に向け、今後の本市財政の「全体的なイメージ」を示すため、中長期的な財政推計を掲げます。

財政推計は、今後見込まれる社会保障関係費の増大への対応や本市が取り組む施策の実現を図る上で、財政運営上の参考とするため、毎年、予算編成に併せて作成しているものです。

また、財政推計は、中長期的な観点から、本市が推進する施策の実現と財政規律の確保を図る指針とするものです。

なお、この財政推計は、平成23年3月時点の推計に平成22年度決算を反映させ作成しました。

2 財政推計の考え方

◆市税については、個人市民税及び法人市民税は、リーマンショック後の穏やかな景気回復を考慮し若干の増加を見込むとともに、税制改正による増加を見込んでいます。

固定資産税は、毎年の家屋の新増築を見込むものの、土地評価額の下落等を考慮し、3年に1度の評価替ごとに減少するものと見込んでいます。

市税全体では、総額に大きな増減はなく、一定額を確保するものと見込んでいますが、今後は、国における「税財政改革」等の動向を注視する必要があります。

◆地方交付税^{*1}については、普通交付税は2度の合併による合併算定替^{*2}の適用期間に基づいて、その影響を考慮するとともに、税収の増減を交付税に反映させて見込んでいます。また、特別交付税については、現行と同規模で推移するものと見込んでいます。

地方交付税全体の総額では、減少傾向で見込んでいます。

◆普通建設事業費^{*3}については、今後多額の経費を要することとなる8つの大規模プロジェクト事業の進捗を見込んでいます。(8つの大規模プロジェクト事業：新市役所第一庁舎建設事業、新長野市民会館建設事業、斎場新設事業、ごみ処理施設広域負担金、ごみ焼却施設周辺整備事業、長野駅善光寺口駅前広場整備、長野駅周辺第二土地区画整理事業、小中学校耐震化事業)

そのため、大規模プロジェクト事業がピークを迎える平成26年度までは、市単独事業は抑制基調で見込んでいます。

補助事業については、国・県からの補助金を受けて実施する事業であることから、現行と同規模で推移するものと見込んでいます。

◆扶助費^{*4}については、生活保護費を中心に増加傾向が数年続くものと見込んでいます。

◆人件費については、給与を現行水準と見込んだ上で、職員数は第四次長野市定員適正化計画を参考に減少するものと見込むとともに、退職手当は、定年退職者の所要額を見込んでいます。

◆公債費^{*5}については、大規模プロジェクト事業をはじめ、普通建設事業費等の財源となる市債^{*6}の発行は、平成26年度にピークを迎えると見込んでいますが、市債の元利償還金である公債費は、オリンピック施設に係る公債費が今後減少することなどにより、現在の公債費の水準以下で推移するものと見込んでいます。

◆上記のような歳入歳出の見込みから、財政推計では、平成28年度に普通会計収支の黒字化を見込んでいます。

※1 地方交付税……地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国が一定の合理的基準によって地方団体に再配分するものであり、その用途は地方の自主的な判断で使用できる財源のこと。

なお、普通交付税は標準的な税収入等と合理的かつ妥当な財政需要額を算定し、財源不足となる地方自治体に交付するものである。特別交付税は災害等の特別の財政需要に対して交付するものである。

※2 合併算定替……市町村合併に対する国の財政支援の1つで、普通交付税において、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税額を保障する制度のこと。

本市においては、平成17年1月の合併、22年1月の合併ともに26年度まで満額が保障され、31年度までの5年間は激変緩和期間として一定額が保障されるものである。

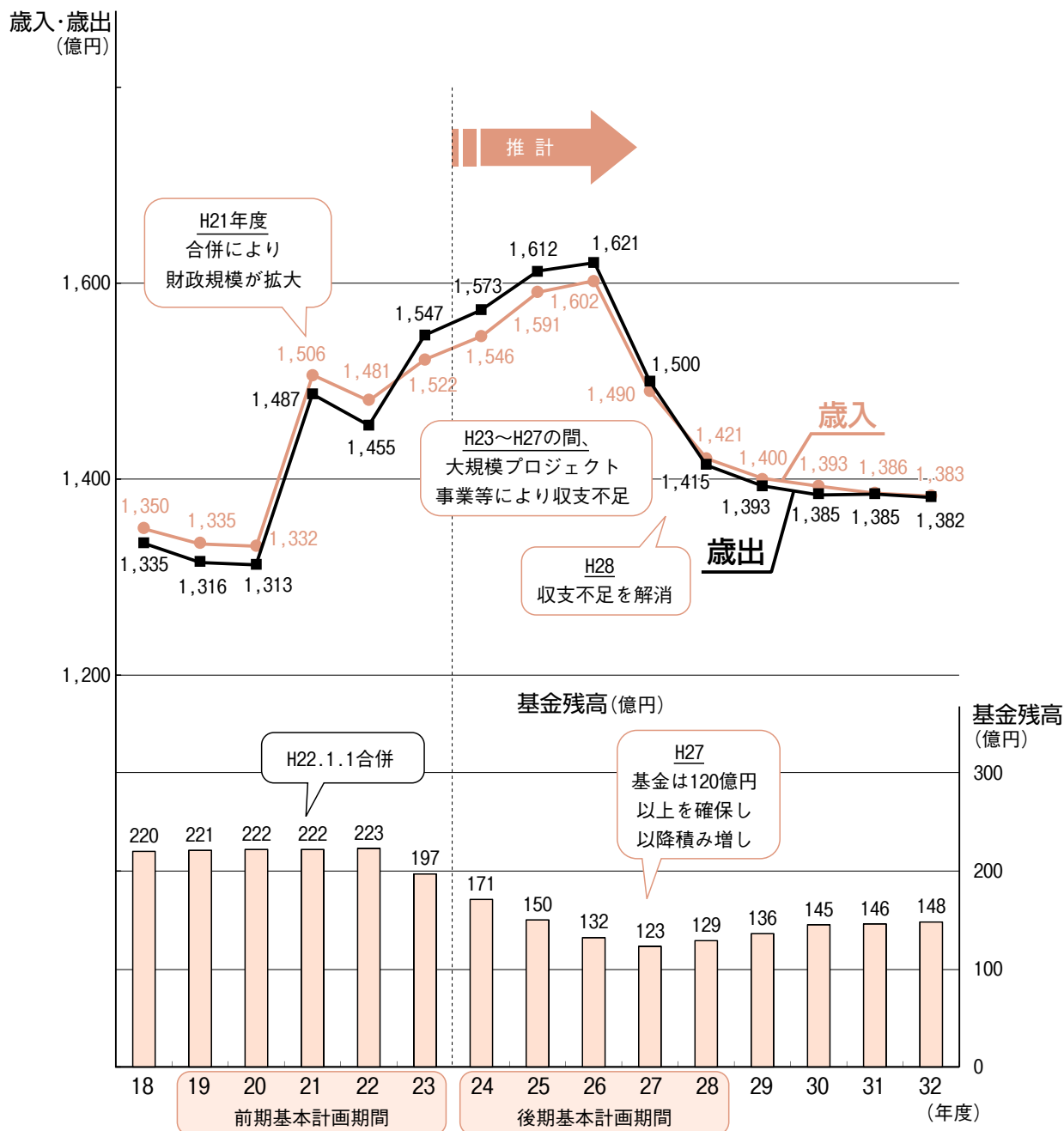
※3 普通建設事業費……道路・橋梁・学校・庁舎等公共施設の新増設など、社会資本整備に要する経費のこと。

※4 扶助費……社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。

※5 公債費……市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費のこと。

※6 市債……市が歳入の不足を補うために、金銭を借り入れることによって負担する債務のこと。

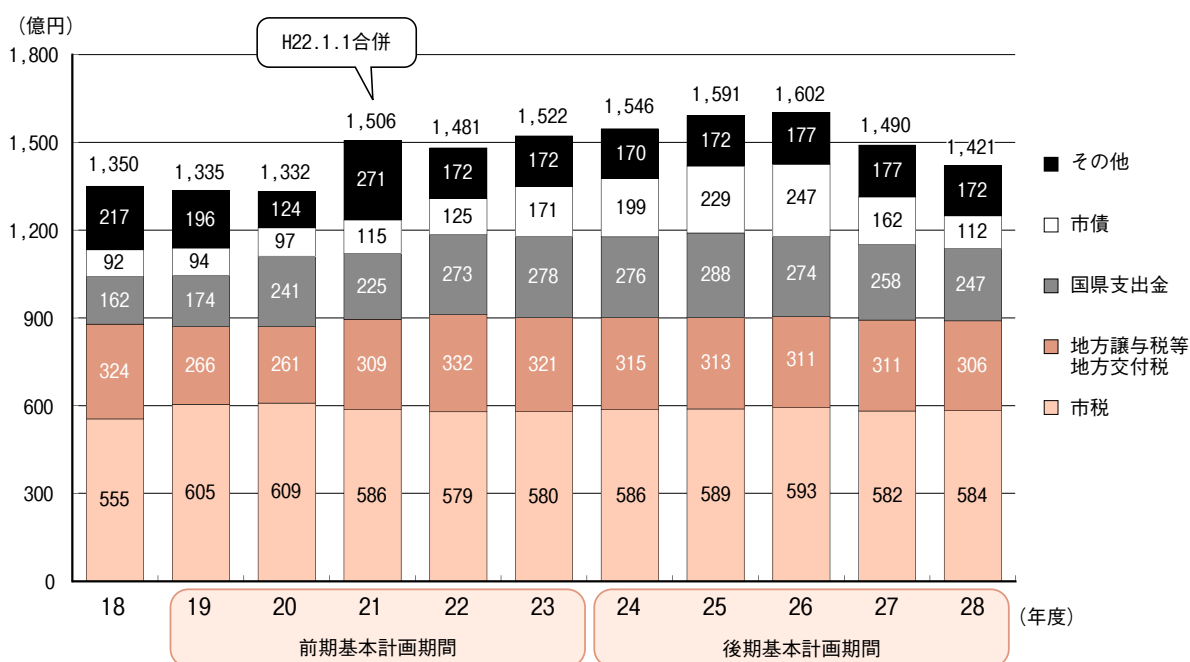
(1) 歳入・歳出（普通会計※7）と財政調整のための基金※8残高 【平成18年度～32年度】



注1：平成18年度から22年度までは決算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。
 注2：歳入は、歳入総額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額
 注3：財政調整のための基金残高は、財政調整基金・減債基金・土地開発基金の残高の合計（減債基金には住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。）

※7 普通会計…各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計で、国が定める地方財政状況調査（決算統計）上における会計区分のこと。市では一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・公共用地取得事業特別会計・授産施設特別会計を合算したものをいう。
 ※8 基金…特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。財政調整のための基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行う目的で設置しているものである。

(2) 歳入（普通会計）【平成18年度～28年度】

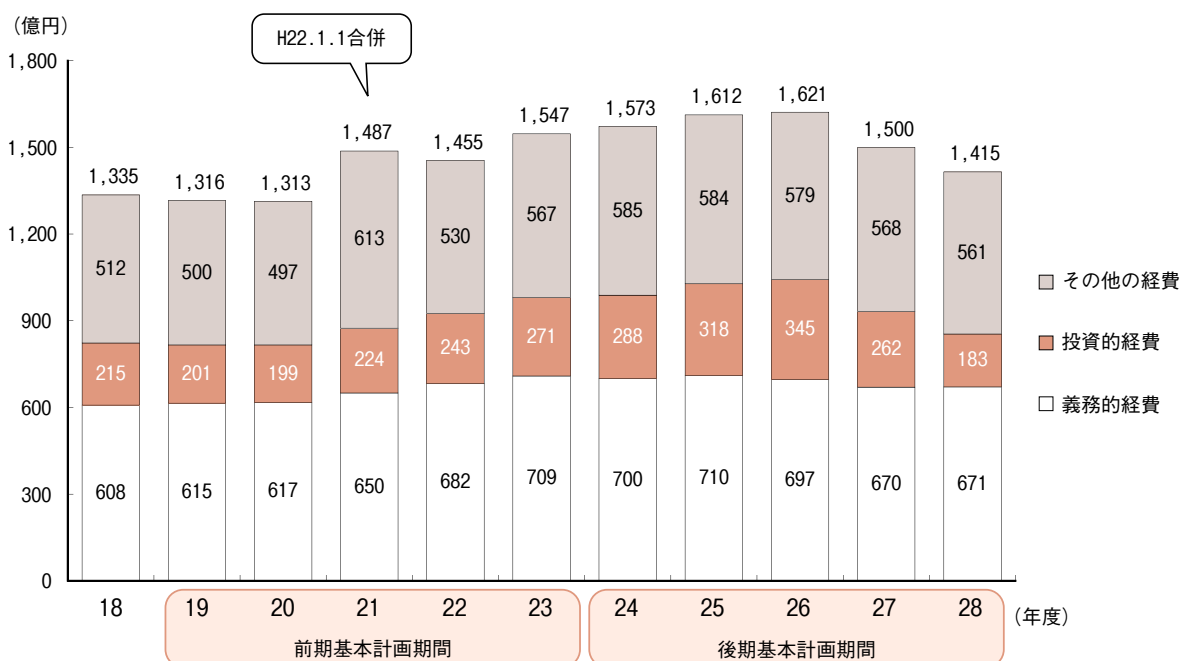


注1：平成18年度から22年度までは決算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。

注2：歳入は、歳入総額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額

注3：21年度は、合併日（H22.1.1）前の合併町村決算額を含む。

(3) 歳出（普通会計）【平成18年度～28年度】



注1：平成18年度から22年度までは決算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。

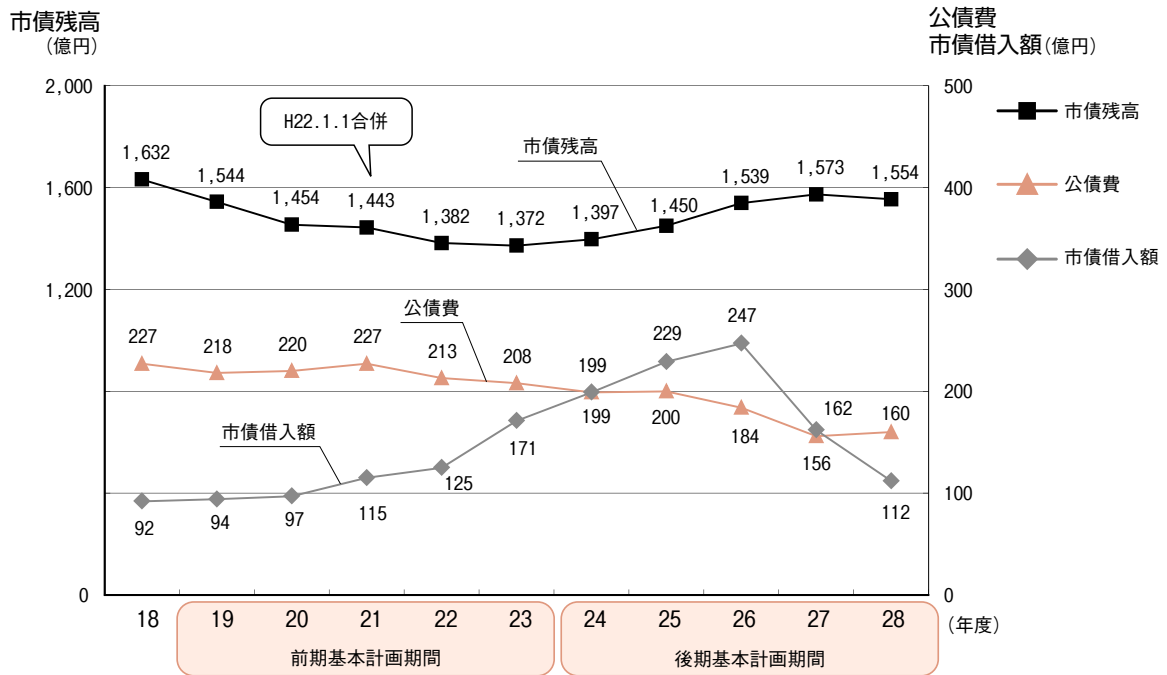
注2：21年度は、合併日（H22.1.1）前の合併町村決算額を含む。

注3：義務的経費は、人件費・扶助費・公債費の計。

注4：投資的経費は、普通建設事業費・災害復旧事業費の計。

注5：その他の経費は、物件費・維持補修費・補助費等・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金の計。

(4) 公債費と市債残高 (普通会計) 【平成18年度～28年度】



注1：平成18年度から22年度までは決算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。
 注2：市債には、減税補てん債(18年度まで)及び臨時財政対策債を含む。



道こせ事業（信州新町地区）



お菜とりツアー（中条地区）